

介護保険利用契約書

〔 様 〕（以下「利用者」といいます）と株式会社ケアライン 訪問看護ステーション シエル（以下「事業所」といいます）は、事業所が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

第1条(サービスの目的及び内容)

1. 事業所は、介護保険法及び医療保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう、かかりつけの医師の指示により訪問看護給付を提供します。
これにより、利用者は事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払います。
2. それぞれのサービス内容の詳細は、訪問看護サービス重要事項説明書（以下「説明書」といいます）に記載の通りです。

第2条(契約期間、サービス利用開始後のお願い)

1. この契約期間は、契約締結の日（ 年 月 日）から、契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の一週間前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約はさらに同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。ただし、第7条に定める契約の終了事由が発生した場合は、その定める日までとします。
2. 当事業所は、利用者が安心して地域で生活できることを目標に専門の看護師が自宅を訪問し相談・援助を行っています。利用者の目標が達成され地域生活が定着した際は、主治医、利用者と協議を行い支援の見直しをさせていただくことがあります。また、主治医の判断のもの利用頻度や終結、他の訪問看護ステーションへの移行をご提案させていただくことがございますのでご了承ください。

第3条(訪問看護計画)

1. 看護師（以下、「従業者」といいます）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。従業者はこの「訪問看護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。
2. 事業所は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。

第4条(訪問看護の内容)

1. 事業者は訪問看護サービスとして、訪問看護師が利用者の居宅を訪問して下記のサービス等を行います。
 - (1) 病状や障害の観察
 - (2) リハビリテーション
 - (3) ターミナルケア
 - (4) 褥瘡や創傷の処置・療養生活や介護方法の指導

- (5) カテーテル等の管理・認知症の看護
 - (6) 医師の指示による医療処置
 - (7) 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - (8) 食事及び排泄等日常生活の世話
2. 事業所は、従業者を利用者の居宅に派遣し、主治医との密接な連携及び訪問看護面に基づき、利用者の全体的な日常生活動作の維持・回復及び生活機能の維持向上を図るとともに社会の一員として主体的な生活を送れるよう訪問看護を提供します。
 3. 事業所が提供するサービスの内容又は医療保険及び介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の説明書を作成し、それをもって訪問看護の内容とします。

第5条(サービス提供の記録等)

1. 事業所は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録シート」等の書面に必要事項を記入し、サービス終了時に利用者の確認を受けることとします。
また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
2. 事業者は、「訪問看護記録シート」等の記録を作成した後5年間はこれを適正に保存します。又、法的に必要な時は利用者の求めに応じてその写しを交付します。

第6条(料金)

1. 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、契約者が居宅介護サービスとして市町村から給付を受ける額（以下介護保険額という）の限度において契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
2. 契約者は第2条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。ただし、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合および居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとします。（要介護認定後または居宅サービス計画作成後自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い））
3. 事業所は、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、利用者から受けるものとします。
 - (1) 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収します。通常の事業の実施地域を越えた地点から、10キロメートル以上500円、15キロメートル以上の場合には1,000円を徴収します。
 - (2) 訪問看護サービスの予定を変更・取り消しされる場合は、前日17時30分までにご連絡をお願いいたします。（病状の急変や急な入院等、やむを得ない場合を除きます。）
訪問前日17時30分までに連絡がない場合、キャンセル料金として1000円ご請求させていただきます。
4. 事業所は、1か月分の請求書を翌月10日以降に郵送にて請求します。
5. 利用者は、事業者に対し、当月の利用料を毎月月末までに口座振り込みにてお支払いいただきます。
6. 事業所は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し、領収書を発行します。
7. 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料金を2か月以上滞納した場合において事業者が利用者に対して、10日以内に滞納額を支払うよう催促したにもかかわらず、全額の支払いがない場合、事業者は利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで利用者に対する訪問看護サービスの全部または一部の提供を一時停止することができます。

8. 利用者が事業者に対し、前項の一部停止の意思表示をした後2週間経過しても全額の支払いがないとき、事業者は利用者の健康・生命に支障がない場合に限りこの利用契約を解除することができます。
9. 事業所は以下の場合利用料金を変更することがあります。
 - (1) 介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
 - (2) 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行う日の2カ月前までに説明をしたうえで当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
 - (3) 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

第7条(契約の終了)

1. 利用者は事業所に対して、1週間の予告期間において意思表示をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者は病状の変化、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約解除することができます。
2. 事業所はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は意思表示することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - (1) 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業所が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業所が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - (1) 利用者またはその家族等が事業所や従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了いたします。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (2) 利用者が医療施設に入院し、6ヶ月以上継続した場合
 - (3) 利用者の病状・要介護等の改善等によりサービスの必要性を認められなくなった場合
 - (4) 利用者が遠方へ転居・転出した場合
 - (5) 利用者が死亡した場合

第8条(秘密保持)

1. 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
2. 当事業所及びその従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に提供しないものとします。
3. この秘密を保持する義務は、サービス提供を終了した後においても継続します。
4. 当事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

第9条(賠償責任)

1. 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、主治の医師、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
3. 事業者は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命・身体・財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第10条(緊急時の対応)

訪問看護サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族）、居宅介護支援事業所等へ連絡するとともに、必要な対応を行います。

第11条(身分証の携行)

従業者は、常に身分証を携帯し、初回訪問及び利用者または利用者の家族等から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第12条(連携)

事業所は、訪問看護の提供にあたり、介護支援専門員・相談支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者がある場合には密接な連携に努めます。

第13条(苦情対応)

1. 事業者は、提供した訪問看護サービスに苦情がある場合には、迅速かつ誠実に対応を行います。
2. 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情に対し迅速に対応します。
3. 事業者は、利用者が苦情申し立てを行ったことを理由として、何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第14条(本契約に定めない事項)

この契約に定めない事項については、医療保険法及び介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第15条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業所は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることを予め合意します。

私は、この訪問看護ステーション利用契約書について説明いたしました。

【事業所】

住所 〒 630-8325
奈良県奈良市西木辻町 134-4 2F

名称 株式会社 ケアライン 訪問看護ステーション シエル
電話番号 0742-42-9650
代表者氏名 真下 拓也
事業所管理者 森 一鷹

説明者氏名 印

私は、訪問看護ステーション利用契約書について事業者の説明を受けましたので、
この契約締結の証として、この証書2通を作成し、両者署名の上、各自1通を保有します。

契約締結日（西暦） 年 月 日

【利用者】

住所 〒

氏名 印

電話番号

【家族等の同意】 本人との関係

署名代行の理由

住所 〒

氏名 印

電話番号